

## 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和2(2020)年9月30日で満了を迎えることに伴い、次期委員を次の通り募集します。

### 農業委員

#### 1 募集人数

4人

- ・会長代理:1人(法的な管理や助言も行う立場となります)
- ・委員:3人(渡嘉敷地区及び渡嘉志久地区:2人、阿波連地区:1人)

※ 会長(1人)は、最初の農業委員会総会において、新たに任命された農業委員の中から選ぶことになります。

報酬及び費用弁償の額は、下記の通りとします。

- ・会長 : ¥30,000-/月額
- ・会長代理: ¥27,000-/月額
- ・委員 : ¥25,000-/月額

#### 2 任期

令和2(2020)年10月1日から令和5(2023)年9月30日まで(3年間)

#### 3 資格等

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項や農業委員会の所掌する業務を適切に行うことができる者

#### 4 主な業務

- (1) 農地法に基づく農地の売買・賃借等の許可、農地転用の許可
- (2) 農地利用最適化推進委員と連携し、農地利用の最適化を推進するための現場活動を行う。
- (3) 各種会議、研修会への出席
- (4) 農業経営合理化の支援、農業一般に関する調査・情報提供、農業者年金の加入推進

#### 5 選任方法

推薦を受けた者及び応募した者について、村議会の同意を得た上で、村長が任命する。

## 農地利用最適化推進委員

### 1 募集人数

1 人

報酬及び費用弁償の額は、下記の通りとします。

・¥25,000-/月額

### 2 任期

農業委員会が委嘱した日から令和 5(2023)年 9 月 30 日まで(3 年間)

### 3 資格等

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

### 4 主な業務

- (1) 農業委員と連携し、担当区域内の農地利用の最適化を推進するための現場活動を行う。
- (2) 各種会議、研修会への出席
- (3) 農業経営合理化の支援、農業一般に関する調査・情報提供、農業者年金の加入推進

### 5 選任方法

推薦を受けた者及び応募した者について、農業委員会が決定・委嘱する。

## 農業委員・農地利用最適化推進委員(共通事項)

### 1 推薦・応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、村役場内 農業委員会事務局に持参または郵送により提出してください。

※様式は、村役場観光産業課窓口にて配布または村公式ホームページよりダウンロードできます。

### 2 受付期間

令和 2 年 6 月 29 日(月曜日)から令和 2 年 7 月 28 日午後 5 時(火曜日)まで(必着)

### 3 情報の公表

法令の規定により、推進を受けた者・応募した者等に関する事項について、受付期間の中間及び終了後に、渡嘉敷村公式ホームページ等において公表します。

※公表事項:氏名、職業、年齢、性別、農業委員・農地利用最適化推進委員に係る経歴及び農業経営の状況等

### 4 身分

渡嘉敷村の特別職の非常勤職員

### 5 委員になることができない者

- (1) 本村に対する支払に滞納等がある者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

\*\*\*ご連絡先\*\*\*

住 所 : 〒 9 0 1 - 3 5 9 2  
渡嘉敷村字渡嘉敷 1 8 3 番地  
T E L : 0 9 8 - 9 8 7 - 2 3 2 3  
渡嘉敷村農業委員会事務局  
(渡嘉敷村役場 観光産業課課 振興係)